

新たな外国人材の受入れと本県提案の外国人雇用特区との比較

	新たな外国人材の受入れ※ <sup>1</sup>	本県提案の外国人雇用特区
在留資格	一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とした新たな在留資格の創設	資格・能力を有する外国人の新たな在留資格（産業人材）の創設
外国人材の受入れ分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお、当該業種の存続・発展のために外国人材の受入れが必要と認められる業種。（報道によると、農業、介護、建設、宿泊、造船の5業種）</li> <li>○ 受入れに関する業種横断的な方針を予め政府基本方針として閣議決定するとともに、当該方針を踏まえ、法務省等制度所管省庁と業所管省庁において業種の特性を考慮した業種別の受入れ方針（業種別受入れ方針）を決定し、これに基づき外国人材を受け入れる。</li> </ul>	<p>【事業所（産業）】※<sup>2</sup></p> <p>「輸送用機械器具製造業」、「金属製品製造業」、「プラスチック製品製造業」、「食料品製造業」の4産業</p> <p>【職種】※<sup>2</sup></p> <p>「製品製造・加工処理」、「機械組立」、「機械整備・修理」、「金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断」の4職種</p>
外国人材の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>業所管省庁が定める試験に合格</b>すること、又は、<b>技能実習（3年）を修了</b>していること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>技能検定3級</b>（初級の技能労働者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度）や<b>それに類するレベル以上の資格・技能</b>を有すること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外国人技能実習を修了した者について、一定期間、母国への帰国が必要となるか現時点では明記されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外国人技能実習を修了した者については、母国への帰国後1年以上経過していること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ある程度日常会話ができること（原則日本語能力試験N4相当）、又は、<b>技能実習（3年）を修了</b>していること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高い日本語能力を有すること（N1合格、又は、<b>入国時点でN2に合格しており、在留2年以内にN1合格が見込めること</b>）。</li> </ul>
在留期間	上限を <b>通算5年</b> とする。	<b>最長5年</b> とする。
在留期間の更新	<b>認めない。</b> ただし、新たな在留資格による滞在中に一定の試験に合格するなど、より高い専門性を有すると認められた者については、現行の専門的・技術的分野における在留資格への移行を認め、在留期間の上限を付さず、家族帯同を認める等の取扱いを可能とするための在留資格上の措置を検討する。	<b>認める。</b>
家族の帯同		<b>扶養する配偶者、子の帯同を認める。</b>
外国人材の支援体制	受入れ企業又は法務大臣が認めた登録支援機関	外国人労働者生活支援機構（愛知県が独自に設置）

※1 平成30年6月5日発表の「経済財政運営と改革の基本方針2018（仮称）」（原案）をもとに整理

※2 「外国人産業人材」を受け入れる分野（産業・職種）は、以下の①の分野のうち、②～④を考慮し、最終的には⑤の観点から政策的に決定する。（上記は、愛知県にあてはめた場合）

①労働力が現に不足し、将来的にも不足することが見込まれる分野、②就労を目的とした他の在留資格により入国・就労可能な分野でないこと、③技能検定3級以上相当の資格があり、技能レベルが測れること、④外国人の活用が進んでいる分野であること、⑤当該地域において育成・振興することとしている産業等の分野と整合し、その分野において外国人労働者を受け入れることが当該地域や我が国の成長・発展に寄与すると考えられる分野